

10 令和6年度運営指導に係る指導助言事例について

【事例1】

避難経路の確保について：非常口付近に家具や植木鉢等が置かれていて、避難経路が確保されていない。また、屋内の非常口は問題ないが、非常口から外に出た際に施設周辺に雑草が生い茂り、避難経路が塞がっている施設が見受けられました。

⇒ 建築基準法では不特定又は多数の方が使用、就寝等する用途の建築物を特殊建築物と定め、これらに適用する防火や避難に関する規定を強化しています。介護施設などの福祉施設についても、自力避難の困難な方が日常的に利用しており、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、これらの特殊建築物に該当します。

施設を管理される方におかれましては、人命を預かっているということをあらためて認識していただき、建築基準法令を遵守し、適切な管理をお願いするとともに日頃より避難経路の確保に努めていただくようお願いします。

【事例2】

代表者の交代に伴い、代表者に必要な研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）が未受講となっていた。

⇒ 代表者の交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。

なお、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることが必要です。

【事例3】

運営規定で定める事項となっている「入居にあたっての留意事項」について、重要事項説明書への記載はあるが、運営規定への記載がなされていないかった。

⇒ 入居者並びにその家族への説明については、重要事項説明書に記載があることから説明はなされており問題はないが、「入居にあたっての留意事項」については、本来、最低限運営規定で定める事項となっていることから、運営規定へも記載するようお願いします。

【事例4】

おおむね2ヶ月に1回以上開催することとなっている運営推進会議について、計画的な開催が行われていない。

⇒ 運営推進会議は、地域密着型介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、国の基準では、おおむね2ヶ月に1回以上開催することとされています。会議の開催については、計画的に実施していただくようお願いします。また、感染症の流行等により事業所内での開催が困難な場合は、書面による周知により、開催に変えることも差し支えありませんので、地域に開かれたサービス提供をお願いします。